

はじめに

近年、銃器を使用した犯罪が頻発し、市民の社会安全に対する深刻な脅威としての認識が高まりつつある。平成19年12月14日、長崎県佐世保市内のスポーツクラブに散弾銃を持った男が押し入り、子どもを含む多数の死傷者が出るという事件が発生した。同事件では合法的に許可を受けた許可猟銃が使用されたことから、社会の注目を集めたものである。

平成15年から19年にかけて発生した許可猟銃を使用した凶悪事件は37件となっており、これには、ストーカー行為を行った者が猟銃所持の許可を受け、その許可猟銃を使用して犯行に及んだといった事例も含まれていることから、不適格者に対する審査のあり方等、銃砲規制の厳格化が喫緊の課題となった。

これを受けて銃刀法の改正議論が起こり、本年11月28日、国会において改正銃刀法が成立したところである。今後は下位法令の制定等、改正法の考え方をいかに実務に直結させていくかが課題となろう。

本件調査は、我が国における銃砲行政の検討に資することを目的とし、諸外国における銃砲行政の在り方（法令の特徴、運用の実際等）に関する情報収集を行ったものである。調査対象国は、我が国同様、厳格な銃砲行政制度を採用している国及び精神疾患に関する先進的な評価手法を導入している6か国（カナダ、フランス、ドイツ、アメリカ、イギリス、スイス）とした。

調査の結果、複数の国では、銃器を使用した凶悪犯罪（例えば、アメリカのバージニア工科大学銃乱射事件、イギリスのハンガーフォード事件など）の発生を契機として、銃器販売の際の身元チェックを強化する等銃器犯罪の防止対策を強化していることが明らかとなった。また、欧州においては、EU域内での銃器の移動について共通パスの携帯が行われるようになり、ドイツでは、申請者に対して心理鑑定士による精神鑑定の受診を義務付けたり、連邦中央登録簿を整備するなどして、不適格者に銃器を所有させないシステムを構築している。さらに、カナダでは、「カナダ銃器登録オンライン(CFRO)」システムを整備して、全国の警察署より銃器の登録状況を確認することが可能となっている点が興味深い。

本件調査の成果が、我が国の銃砲刀剣類所持等取締法に係る議論のための有益な資料となり、市民の安全・安心確保に貢献することを期待してやまない。

平成20年12月  
財団法人社会安全研究財団

## 目次

<b>1. カナダ</b> .....	<b>1</b>
1-1 カナダにおける銃器規制の概要 .....	1
1-1-1 銃器規制の発展経緯 .....	1
1-1-2 カナダ銃器プログラム .....	2
1-1-3 銃砲行政の実施機関 .....	3
1-1-4 銃器の定義 .....	7
1-2 銃器など所持許可の要件と審査 .....	8
1-2-1 銃器免許の種類 .....	8
1-2-2 銃器免許の取得プロセス .....	9
1-2-3 欠格事由判定の際の専門医の関与 .....	17
1-3 不適格者の発見と排除 .....	18
1-3-1 免許発行時の適格性審査 .....	18
1-3-2 情報システムを活用した不適格者の早期発見 .....	20
1-3-3 市民からの情報提供 .....	21
1-4 銃器の保管に関する規定 .....	22
1-5 安全確保のための取組 .....	23
1-5-1 安全確保に向けたカナダ銃器センターと警察の連携体制 .....	23
1-5-2 事故防止のための施策 .....	25
1-6 その他 .....	26
1-6-1 インターネットによる銃器の売買 .....	26
1-6-2 スポーツ振興のための特例措置 .....	27
<b>2. フランス</b> .....	<b>28</b>
2-1 フランスにおける銃器規制の概要 .....	28
2-1-1 欧州における銃器規制の概要 .....	28
2-1-2 フランスにおける銃器規制の発展経緯 .....	29
2-1-3 銃砲行政の実施機関 .....	32
2-1-4 銃器の定義 .....	33

<b>2-2</b>	<b>銃器など所持許可の要件と審査の在り方</b> .....	<b>38</b>
2-2-1	銃器を所持するための方法 .....	38
2-2-2	銃器の販売に関する規則 .....	49
2-2-3	欠格事由の判定の際の専門医の関与 .....	50
<b>2-3</b>	<b>不適格者の発見と排除</b> .....	<b>53</b>
2-3-1	データベースを活用した銃器所持者の情報管理 .....	53
2-3-2	銃器の押収 .....	54
<b>2-4</b>	<b>銃器及び実包の管理</b> .....	<b>56</b>
2-4-1	銃器及び実包の保管に関する規定 .....	56
2-4-2	取得・保持が許可される実包数量 .....	57
2-4-3	実包の購入（譲受け）に関する規定 .....	57
<b>2-5</b>	<b>安全確保のための取組</b> .....	<b>58</b>
2-5-1	銃器のトレーサビリティーの改善 .....	58
2-5-2	警察と銃砲店との連携について .....	58
2-5-3	猟銃所持者の技能向上のための施策 .....	58
<b>2-6</b>	<b>その他</b> .....	<b>59</b>
2-6-1	インターネット、通信販売による銃器の売買 .....	59
2-6-2	スポーツ振興のための特例措置 .....	60
<b>3.</b>	<b>ドイツ</b> .....	<b>61</b>
<b>3-1</b>	<b>銃砲行政の概要</b> .....	<b>61</b>
3-1-1	ドイツの銃社会 .....	61
3-1-2	銃砲行政関係法令 .....	63
3-1-3	対象となる銃器の種類 .....	63
<b>3-2</b>	<b>銃器等所持許可の要件と審査の在り方</b> .....	<b>65</b>
3-2-1	銃器を所持する為の免許証/許可書の入手方法、入手手順 .....	65
3-2-2	銃器所持許可の条件 .....	69
3-2-3	欠格事項の規定 .....	70
<b>3-3</b>	<b>不適格者への精神鑑定</b> .....	<b>73</b>
3-3-1	不適格者への精神鑑定要領 .....	73
3-3-2	欠格事由の判定の際の専門の精神鑑定士の関与 .....	74
3-3-3	医師の診察及びアンケート調査 .....	75

3-3-4	鑑定士による面談及び心理適性検査 .....	75
3-3-5	心理適性検査の種類 .....	77
<b>3-4</b>	<b>情報収集及び管理システム .....</b>	<b>80</b>
3-4-1	管轄当局の情報収集 .....	80
3-4-2	連邦中央登録簿 (Bundszentralregister) .....	80
3-4-3	ネガティブカタログ .....	83
3-4-4	情報共有と電子化 .....	84
<b>3-5</b>	<b>許可後に不適格者を発見・排除する仕組み及びその規定・運用 .....</b>	<b>85</b>
<b>3-6</b>	<b>銃器の保管管理 .....</b>	<b>86</b>
<b>3-7</b>	<b>実包の保管管理 .....</b>	<b>87</b>
3-7-1	実包の購入・使用・保管実績を把握する方法 .....	87
3-7-2	実包の購入（譲受け）に関する規定 .....	87
<b>3-8</b>	<b>事故防止のための取組 .....</b>	<b>87</b>
<b>3-9</b>	<b>銃砲行政に関する機関 .....</b>	<b>88</b>
<b>3-10</b>	<b>その他 .....</b>	<b>89</b>
3-10-1	インターネットによる銃器の売買と本人確認の方法 .....	89
3-10-2	スポーツ振興のための特例措置 .....	90
3-10-3	その他特記事項 .....	91
<b>4.</b>	<b>アメリカ .....</b>	<b>95</b>
<b>4-1</b>	<b>銃砲行政の概要 .....</b>	<b>95</b>
4-1-1	アメリカの銃社会 .....	95
4-1-2	銃砲行政関係法令 .....	96
4-1-3	銃器の定義 .....	99
<b>4-2</b>	<b>銃器等許可の要件と審査の在り方 .....</b>	<b>100</b>
4-2-1	銃器を取得するための許可証の入手方法、入手手順 .....	100
4-2-2	欠格事項の規定・運用実態 .....	103
<b>4-3</b>	<b>不適格者の発見と排除 .....</b>	<b>110</b>
4-3-1	武器所有許可証取得に係る欠格事由（精神疾患等） .....	110
4-3-2	許可後に不適格者を発見・排除する仕組み及びその規定・運用 .....	111

4-4	銃器の保管に関する規定	114
4-5	間接的な銃器の購入方法	115
<b>5.</b>	<b>イギリス</b>	<b>116</b>
5-1	イギリスにおける銃器規制の概要	116
5-1-1	銃器規制の発展経緯	116
5-1-2	銃砲行政の実施機関	119
5-1-3	銃器の定義	120
5-2	銃器など所持許可の要件と審査	122
5-2-1	銃器免許の種類	122
5-2-2	銃器/散弾銃免許の取得プロセス	126
5-2-3	欠格事由の判定の際の専門医の関与	133
5-3	不適格者の発見と排除	134
5-3-1	免許発行時及び発行後の適格性審査	134
5-3-2	未成年者による銃器の使用	136
5-4	銃器の保管に関する規定	137
5-5	銃器の持ち運びに関する規定	139
5-6	スポーツ振興のための特例措置	140
<b>6.</b>	<b>スイス</b>	<b>141</b>
6-1	銃砲行政の概要	141
6-1-1	銃をめぐる歴史的・社会的背景	141
6-1-2	銃砲行政関係法令	144
6-1-3	銃砲行政関係法令の改正	147
6-1-4	銃砲行政の実施機関	149
6-2	銃砲等取得許可証発行のための要件と審査の在り方	152
6-2-1	銃器取得許可証 (Permis d' acquisition d' armes) の入手方法	152
6-2-2	取得許可証に関する例外措置	156
6-2-3	欠格事由の適用：配偶者に対する暴力行為を行った者への対処	157
6-2-4	欠格事由の判定の際の専門医の関与：診断書の提出義務等	158

<b>6-3</b>	<b>不適格者の発見と排除</b> .....	<b>159</b>
6-3-1	許可後に不適格者を発見・排除する仕組み及びその規定・運用 .....	159
6-3-2	国民から不適格者の情報提供等がなされた際の措置 .....	160
<b>6-4</b>	<b>軍の銃器管理</b> .....	<b>161</b>
6-4-1	制式銃器の管理 .....	161
6-4-2	制式銃器の予防的取り上げ措置 .....	161
6-4-3	兵役終了後の制式銃器の譲渡 .....	161
6-4-4	制式銃器の自宅管理の見直しへ：ジュネーブ州の例 .....	164
<b>6-5</b>	<b>情報システムによる監督・予防措置</b> .....	<b>165</b>
6-5-1	情報システム .....	165
6-5-2	当局間の連携・報告 .....	166